

箕輪町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業

近年の猛暑による熱中症などの健康被害から町民の皆さんの命と健康を守るため、町内の住民税非課税世帯のエアコン設置等を支援します。

1. 対象者

以下の(1)(2)すべての要件に該当する世帯

- (1) 居住する住宅に稼働可能なエアコンが1台も設置されていない世帯で、箕輪町に住民登録されているまたは長野県内の市町村に住民登録があり、配偶者や親族からの暴力等を理由に箕輪町に避難している世帯
- (2) 次のいずれかに該当する世帯
 - ・ 住民税非課税世帯
 - ・ 生活保護世帯

2. 対象設備

- (1) 壁掛け型エアコン
- (2) 床置き型エアコン
- (3) ウィンドエアコン(窓用)
- (4) ポータブルエアコン

3. 対象経費と補助金額

- (1) 設備費(補助対象設備1台の購入に必要な費用)
- (2) 工事費(補助対象設備1台の設置に必要な経費)

| | 補助率 | 補助上限額 |
|----------|-------|-----------------------|
| 住民税非課税世帯 | 2/3 | 49,000円 (千円未満切り上げ) |
| 生活保護世帯 | 10/10 | 73,000円 |

4. 手続きに関する流れ

※エアコンの購入・設置の補助金を受け取るためには、事前の申請が必要です。

(1) 交付申請

①交付申請書を提出する前に、福祉課までご相談ください。

エアコン未設置であることをご自宅にて確認させていただきます。

②箕輪町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。

<添付書類>

- ・見積もり書
- ・エアコン設置予定箇所の写真を添付

(2) 交付決定

箕輪町が申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。

(3) エアコン設置工事

(4) 実績報告

設置工事が完了したら、箕輪町住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金実績報告書（様式第3号）を提出してください。

<添付書類>

設置したエアコンの購入及び設置に要した費用の額がわかる書類
エアコンの本体の設置後の写真

(5) 交付の請求

実績報告後、箕輪町エアコン設置促進事業購入補助金交付請求書（様式第4号）により補助金請求してください。

<添付書類>

振込先の口座が分かる書類（通帳の写し等）

◆お問い合わせ◆

箕輪町役場 福祉課 生活相談室

電話 0265-79-3162（内線 1443/1435）

E-mail fukushi@town.minowa.lg.jp